

令和8年度液化窒素（大口）売買単価契約

発注仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 件名

令和8年度液化窒素（大口）売買単価契約

2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「機構」という。）において冷凍設備の冷却等に使用する液化窒素の売買単価契約を締結し、受注者は機構の指定する液化窒素貯蔵タンクに充填し納入するものとする。

3. 仕様・年間発注予定量

品名番号	品名	規格	単位	年間予定発注数量
09090002	液化窒素	99.999%以上	m <sup>3</sup>	986,533 (大口)タンク供給

※数量は令和8年度発注予定数量であり、発注数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないことをとする。

4. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 納入指定日

原則、納入指示書に記載する納期を納入指定日とする。

6. 納入方法

- (1) 機構が発行する納入指示書に基づき、液化窒素供給専用車両により以下に指定する液化窒素貯蔵タンクに充填し納入するものとする。
- (2) 納入指定日を遵守するとともに、納入にあたっては事故等が生じないよう十分注意すること。なお、時間帯を指定する場合があるため、受入施設担当者とあらかじめ連絡を取り合うこと。
- (3) 緊急時及び災害時を含め、年間を通して24時間体制で迅速に供給対応すること。  
ただし、機構の運転計画変更等により、納入指示の取消、又は納期を変更する場合がある。
- (4) 納入時の受け渡しは受入施設担当者立会いのもと行うこととし、納入の都度、充填前に受入施設担当者による成分表の確認を必ず得ること。
- (5) 充填量は受入施設担当者立会いのもと貯蔵タンク液面計で確認を得ること。

指定する液化窒素貯蔵タンク施設は次のとおりである。

1) 原子力科学研究所

- ① トリチウムプロセス研究棟液化窒素貯蔵タンク (4.9 m<sup>3</sup>×2基)

② J R R - 3 原子炉建家液化窒素貯蔵タンク (4.98 m<sup>3</sup>×1 基)

③ 物質・生命科学実験棟液化窒素貯蔵タンク (20 m<sup>3</sup>×1 基)

④ タンデム加速器棟液化窒素貯蔵タンク (4.98 m<sup>3</sup>×1 基)

## 2) 核燃料サイクル工学研究所

① 地層処分基盤研究施設液化窒素貯蔵タンク (4.98 m<sup>3</sup>×1 基)

② 地層処分放射化学研究施設液化窒素貯蔵タンク (16.7 m<sup>3</sup>×1 基)

③ プルトニウム転換技術開発施設液化窒素貯蔵タンク (4.98 m<sup>3</sup>×1 基)

④ ユーティリティ棟液化窒素貯蔵タンク (22.72 m<sup>3</sup>×1 基)

## 3) 大洗原子力工学研究所

① 高温工学試験研究炉液化窒素貯蔵タンク (16.712 m<sup>3</sup>×1 基)

② 「常陽」主冷却機建家液体窒素貯蔵タンク (11 m<sup>3</sup>×1 基)

③ 照射燃料集合体試験施設液化窒素貯蔵タンク (34.07 m<sup>3</sup>×1 基)

④ 冷却系機器開発試験施設 (AtheNa) 液化窒素貯蔵タンク (9.7 m<sup>3</sup>×1 基)

## 7. 納入量の確定

納入業者から提出される納品書及び※計量票により納入量を確定させるものとする。

なお、計量値 (kg) を m<sup>3</sup> に換算する場合は 0.9 とする。

(換算係数 0.9 は液体窒素の比重を 0.81 として求めた数値。)

※法令で定める定期検査 (2 年または 1 年毎) に合格した計量設備から出力した書類

## 8. 提出書類

### (1) 納品書 (受注者様式)・計量票 (受注者様式)

納入の都度、速やかに提出すること。

### (2) 成分表

納入の都度、充填前に提出すること。

### (3) 作業者名簿

契約締結後速やかに提出するものとする。また変更があった場合はその都度提出すること。

### (4) メーカーまたは充填工場発行の品質保証書及び供給証明書

契約締結後速やかに提出すること。

### (5) 供給体制表 (受注部門、充填工場、配送部門の場所、連絡先を記したもの)

契約締結後速やかに提出すること。

### (6) 安全データシート (以下、「S D S」という。)

初回納入時前に 1 部、別途機関の指示する箇所に提出すること。

なお、初回提出後、S D S の記載事項に変更があった場合はその都度提出すること。

(7) 計量設備検査証明書

契約締結後速やかに、また追加変更の都度、速やか（納入の充填前）に提出すること。

(8) その他、機構の指示する書類

指示後、速やかに提出すること。

9. 検収条件

成分表の確認及び納入量の確定をもって検収とする。

10. 特記事項

(1) 受注者は、納入業務の実施にあたり知り得た情報を機構の許可なく第三者に口外してはならない。

(2) 受注者は、納入業務の実施にあたっては、次に掲げる関係法令及び機構規程を遵守するものとし、  
機構が安全確保のための指示を行った時は、その指示に従うものとする。

イ. 高圧ガス保安法

ロ. 道路交通法

ハ. 労働安全衛生法

ニ. その他関係法令及び機構規程

(3) 受注者は、納入業務の実施にあたって、安全確保を最優先に必要な体制・措置を講じるものとする。万一事故・トラブルが発生した場合は、速やかに関係個所への連絡や被害の拡大防止に努めると共に、事故の状況について機構へ報告するものとする。

(4) 受注者は機構又は受注者の休日及び勤務時間外であっても機構の緊急納入指示に従い納入するものとする。

(5) 受注者は、機構の運転計画変更等にともなう緊急納入を考慮し、常に納入（供給）することが可能となるような運搬体制を採用すること。

(6) 受注者は、各研究所内施設（タンク設置箇所）への入構手続きを迅速に遗漏なきよう行うこと。

(7) 本仕様書に関して、あるいは記載のない事項について疑義が発生した場合は、機構と協議の上決定するものとする。

以上